

インターバルセミナーの開催について

平成30年6月29日に「働き方改革関連法」が成立。残業時間の上限規制や高度プロフェッショナル制度等が世間の注目を集めていますが、勤務間インターバル制度についても、その導入が事業場の努力義務になるとして大きな話題となっています。

これを受け、この度、下記のとおり、事業場の人事・労務管理担当者等を対象に、勤務間インターバル制度に特化した無料のセミナーを開催することとしました。

勤務間インターバル制度とは何か、制度導入のメリットや課題、助成金制度等についてわかり易く解説しますので、この機会に、是非、ご参加ください。

記

- 日時 平成30年11月1日（木）
午後3時～4時（1時間）
- 会場 高崎市産業創造館
高崎市下之城町584番地70 ☎ 027-320-2821
- 資格 特になし
- 定員 50名
- その他 受講を希望される方は、申込書により、FAXにてお申込みください。

【お問合せ・お申込み先】

一般社団法人群馬労働基準協会連合会
(公益社団法人全国労働基準関係団体連合会群馬県支部)
〒371-0031 前橋市下小出町2丁目16番地16
☎ 027-233-3582 FAX 027-235-0908

インターバルセミナー 受講申込書

一般社団法人群馬労働基準協会連合会 殿

FAX番号 **027-235-0908**

お名前	(男・女)
事業場名	〒 - ☎